

インフルエンザ・出席停止早見表

恵那市教育委員会

◆法律(学校保健安全法施行規則)ではインフルエンザによる出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過するまで」と定められています。

[illegible]